

第 15 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成28年11月28日 (月)

熊谷市農業委員会

第15回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成28年11月28日(月) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成28年11月28日(月) 午前11時03分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 14名
- (2) 欠席数 5名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	欠	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	欠	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	欠	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	欠	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
オブザーバー 会長 茂木 友秀					

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農地改良の届出について
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、只今から第15回農地部
(森部会長) 会を開会いたします。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、17番矢島君夫委員、18番石原敬嗣委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第15回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(一時転用)

議案第5号 農地改良の届出について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

以上、6件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年11月7日、大澤委員、農業委員会事務局渋澤次長、樋口主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は、〇〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年11月9日、赤石委員、福島委員、農業振興課杉本主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 次の議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号2と議案番号3と関連があります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6と関連があります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5と6は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12と関連があります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7は、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号14と関連がありますので、この後、それぞれ同時にご審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号2、議案番号3についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号2、議案番号3について説明いたします。それぞれの案件をA4サイズ横にまとめた資料NO1と記載された資料をお手元に配付してありますので、その資料に基づき説明いたします。裏面は土地利用計画図となっております。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地区分は2種、建築物等は軽量鉄骨造平屋建農業用倉庫、既設1棟。敷地拡張後の面積は、1,170.72㎡です。周囲は一部既設の生垣がございます。申請のきっかけは、申請者の息子が自己用住宅を計画したところ、所有農地を違反で使用していたことが判明したためこれを是正するものです。申請地は宅地の北側、東側、南側に位置しています。申請地内に農業用倉庫があり、また、北側の市道から進入路として使用しています。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号2、3について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他の筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2の農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、397.92㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があり、路面施工は砂利敷でございます。譲渡人は譲受人の義父です。申請地は譲渡人の自宅から南西に260mの場所に位置しています。当初は宅地内にある物置を一部車庫として使用してきましたが、家財道具が増えたことから物置をその置場として使用し、家族も自家用車を所有するようになり、駐車スペースがなく、宅地西側の農地を使用していたため是正するものです。

議案番号3の農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建・住宅で宅地を含めた全体面積は、300.02㎡です。周囲は一部既設の生垣がございます。譲受人は譲渡人の子です。計画している住宅敷地は、北側の市道を接道とし、旗竿の形状となっています。申請地は北側道路に接する部分と敷地の南側の三角地となっている斜線部分で、残りは譲渡人の宅地を使用する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。この3件の採決については、先に違反の是正案件から行います。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号1について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号6についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号6について説明いたします。それぞれの案件をA4サイズ横にまとめた資料NO2と記載された資料をお手元に配付してありますので、その資料に基づき説明いたします。裏面は土地利用計画図となっております。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建車庫、既設1棟あります。敷地拡張後の面積は、928.16㎡です。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2の農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、排水関係で、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。

図面の進入路と物置の一部がかかっている斜線を引いた部分が農地法第4条の申請地、農家住宅敷地拡張部分です。4条申請地の東側の車線を引いた部分が農地法第5条の申請地で、娘婿が親の土地を使用して住宅を建てる部分です。5条の譲渡人、〇〇〇〇氏の娘婿が譲受人の〇〇〇〇氏です。また、4条の申請人、〇〇〇〇〇〇氏は〇〇〇〇〇〇氏の夫の母です。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。

す。この2件の採決については、先に違反の是正案件から行います。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号4について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5と6、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号12についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5と6、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号12について説明いたします。それぞれの案件をA4サイズ横にまとめた資料NO3と記載された資料をお手元に配付してありますので、その資料に基づき説明いたします。裏面は土地利用計画図となっております。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号5、6について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請のきっかけは、申請者が太陽光発電敷地で農地転用を計画したところ、所有農地を違反で使用していたことが判明したため、是正するものです。議案番号5について、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、1,367.64㎡で、周囲は一部既

設のコンクリートブロック積みフェンスがございます。申請地は宅地の北側に位置し、昭和40年頃から主に北側道路から宅地への進入路としているため是正をするものです。議案番号6について、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル351枚、発電出力は49.5kw、周囲は新設のフェンスの計画がございます。農家住宅敷地拡張の申請地の東側が太陽光発電の計画地です。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2の農地区分は2種農地、周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留がございます。申請地は譲渡人が数十年前から経営していた〇〇業の資材用倉庫を建て、違反で使用していましたが、現在は建物を取り壊して、現況は雑種地となっております。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を業とする法人であり、現在、譲渡人の土地・建物を借りて事務所、倉庫、従業員の駐車場として使用していますが、スペースが狭く、資材メーカーからの搬入車両や来客用の駐車スペースの確保が困難な状況であったため、申請地を従業員等の駐車場として使用するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

泉委員 是正案件ということですが、過去に〇〇業を行ってきたような説明がありましたが、長い間、違反をしてきて是正をするということですが、どういう指導をした中で、こういうふうな、うまく本人も了解したということになったのでしょうか。改めて事業もしていくということになるわけでしょうか。どうですか、苦労的なことがあったとするならば、参考にしたいので、指導についての説明をしていただきたい。

事務局 事前に転用の代理人から申請者が太陽光発電をやりたいという相談がありまして、所有農地を調べたところ、申請地に建物がありましたので、まず、建物は撤去してくださいと指導をしました。

また、追認案件ということであり、農家住宅敷地拡張についてもそうですが、事前に県の大里農林振興センターに相談を上げ、現地確認も県と行い、是正ということで可能性があるかということを確認して、見込みがあるということで、今回申請が出されたわけです。他の是正案件も申請に伴って、いろいろ違反が見つかっている状況ですが、まず、現地を確認し、どのように是正するかを県と相談して相手方に伝え、是正指導を行っています。今回の案件は今年の3月頃に相談がありまして、現地を見て代理人に是正指導を行い、代理人からは是正が終わったということで、申請に至りました。

議 長 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。この3件の採決については、先に違反の是正案件から行います。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号5について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号12について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号14についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7、及び議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号14について説明いたします。それぞれの案件をA4サイズ横にまとめた資料NO4と記載された資料をお手元に配付してありますので、その資料に基づき説明いたします。裏面は土地利用計画図となっております。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地区分は2種農地、農振除外は、申請地〇〇〇〇は平成28年5月26日除外です。建築物等は鉄骨造平屋建農業用物置、既設1棟あります。敷地拡張後の面積は、1642.04㎡です。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号14について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地区分は2種農地、農振除外は、申請地〇〇〇〇は平成28年5月26日除外です。建築物等は木造2階建、排水関係で汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。

図面の鉄骨造平屋建物置が建てられている斜線を引いた部分が農地法第4条の申請地、農家住宅敷地拡張部分です。4条申請地の物置の南側の斜線を引いた部分が農地法第5条の申請地で、子供が親の土地を使用して住宅を建てる部分です。農振除外した土地は、市道〇〇〇〇〇号線と記入されている道のすぐ北側の〇〇〇〇、〇〇〇〇です。〇〇〇〇と〇〇〇〇は当初から白地の農地です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7については、〇〇〇〇委員が申請人となっています。また、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号14についても、〇〇〇〇委員が譲渡人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限に基づき、一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長

それでは、本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

泉委員

4条の関係ですが、申請地に鉄骨の物置があるということですが、どういう違反指導を行ってきたのか。息子の住宅を建てるといことで違反が発覚したのだと思いますが、鉄骨の物置は、かなり前からお父さんの時からあったということは私も認識していますが、今の農地法の中でどういう指導があつてここまで来たのかなと思ひまして。

事務局

最初は親の土地に住宅を建てたいという相談があり、所有農地を確認したところ、鉄骨造平屋建の物置がありました。〇〇〇〇と〇〇〇〇は元々〇〇〇〇という土地でした。農振除外を行った〇〇〇〇と〇〇〇〇については、この土地の西側の地図に畑のマークがある大きな土地の、農家住宅の北側まで行く土地の一部でありました。農振除外の手続きを行つてからの申請であり、除外の手続きの中で審議してきまして、農家住宅敷地の拡張と親族の住宅敷地の部分で分筆し、農地転用の申請に至つたところです。

泉委員

どういう行政指導をしたかという質問には答えてなかつたかと思ひますが。

事務局

こういう案件は市内全域どこにでもあり、出てきたものに対して、新たに厳しく指導しろということですが、行政機関で一つ一つを洗い出して指導して、是正ということで行つております。委員さんの言いたいことは理解した上で、お答えさせていただきます。申請人から申請が上がつてきたものに対して、他の物件で違

反がないかを、まず調べて、そちらの是正を行ってもらってから、新しいものに許可を出すということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

泉委員　私も是正した経緯があったものですから、自己反省を含めて、ほとんどのところにこういう問題がいっぱいあるということですが、しかし、現実的に出てきたものに対してこうだという。実際に調べて見れば、固定資産税を含めて、熊谷市は錢がない、錢がないと言っているのだから、取組み方によっては、そういう良い意味での効果も出てくるのだと私は思っています。事務局でこういう案件はいっぱいあるという表現をしたものですから、私もいっぱいあるだろうと思います。現実的に調べて見れば、委員さんも大体、判っていると思いますが。現実的には出てきたものに対してこうだということ、やむを得ないということでも理解しています。

議　長　他に質疑ありませんか。

（ 「なし」の声 ）

議　長　他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。この2件の採決については、先に違反の是正案件から行います。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号7について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議　長　挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号14について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議　長　挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

〇〇委員は入室してください。

[○○委員 入室]

議 長 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、4、5、6、7以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建・貸家、既設1棟。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留がございます。申請のきっかけは、申請人の息子が自己用住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに貸家敷地として使用しているところがあったため、是正するものです。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造平屋建・農業用倉庫と単管パイプ造・農機具置場、既設で各1棟でございます。敷地拡張後の面積は、999.39㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留と石垣がございます。申請のきっかけとしましては、所有農地を調べたところ、農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用しておりましたので、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1、4、5、6、7以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての

議案番号 2、3、6、12、14 以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号 1 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造 2 階建、周囲は一部既設と新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号 4 は、農地区分は 2 種農地、駐車場はトラック 2 台分です。周囲は一部既設の鉄板土留とコンクリートブロック土留です。こちらの譲受人についてですが、運送業の会社を行っており、駐車場の敷地として利用したいとの申請です。

議案番号 5 は、農地区分は 2 種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル 186 枚、発電出力 39.6kw です。周囲は新設のフェンスの計画です。

議案番号 7 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造平屋建、周囲はのり面仕上げです。

議案番号 8 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造 2 階建、周囲はのり面仕上げです。

議案番号 9 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造 2 階建、周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号 10 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造 2 階建です。

議案番号 11 は、農地区分は 2 種農地、建築物等は木造 2 階建の住宅 3 棟、周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。

議案番号 13 は、農地区分は 1 種農地、農振除外は平成 28 年 9 月 9 日、転用該当条文は農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号イ、建築物等は木造 2 階建です。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議長

よろしいでしょうか。

木部委員 地元で現状を見ておまして、昨年度も駐車場として利用しましたが、許可を取らずに利用するのはまずいだらうということで、地主に一時転用の申請を出すように地元の山本委員が指導しました。現在は稲を作った後でトラクター耕運した状態です。地元に建設業を行っている方がおり、タイヤローラーで鎮圧して、砂利やシートは敷かずに利用し、期限が終わったら、ユンボーで起こしてトラクターで耕運し、田植えができる状態にするようです。

議 長 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで、暫時休憩とします。

【休憩 午前10時35分から10時45分】

議 長 休憩中の議事を再開します。
議案第5号農地改良の届出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、施工業者、土質土量、目的を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】
議案書資料6ページの案内図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側で、黒く太く囲ってあるところが申請地で、南側がコンビニエンス・ストアの建設地です。このコンビニエンス・ストアは平成27年10月2日付けで許可が下りています。工事計画書ですが、施工業者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、

コンビニエンス・ストア建設の施工業者です。工事期間は30日間、工法は客土Aです。嵩上げ高は現況面から50cm、覆土高は100cmです。搬入土についてですが、発生場所は久保島〇〇〇〇〇〇〇〇で申請地の南側で、申請者である〇〇〇〇氏の所有地で、現在は土地を掘削し、北側の〇〇〇〇〇〇〇の宅地に土砂を仮置きしている状況です。被害防除策ですが、市道側及びコンビニエンス・ストア側コンクリートブロックへは、道路面と同じ高さですり付けを行うものです。〇〇〇〇〇〇〇の宅地については、平場とのり面での対応を行います。作付計画書についてですが、これまで申請地は桃、いちじく、ぶどうの果樹がありました。今回は1年目、2年目、3年目とレモンを作付する計画です。作付予定時期は平成29年3月で、収穫時期は2年目の平成30年12月です。搬入経路及び平面図ですが、現在、掘削した土は北側の宅地に仮置きされていまして、ここから搬入いたします。右側の断面図ですが、A、Aダッシュについて、Aは申請地の西側で宅地のコンクリートブロックの擁壁がありまして、平場を設けてのり面に対応する計画で、のり面は高さ1に対して横幅2の長さで行うものです。東側は市道であり、道路と同じ高さですり付けするものです。

今回、作付け品目のレモンを選んだ理由ですが、申請者の息子である方が、将来的に北側の宅地で喫茶店、カフェを経営する計画がありまして、お客様に提供する食材としてレモンを作付けするということです。現在、〇〇氏の所有農地には試験的に20年前からレモンを植えてありまして、1本当たり年間100個程度収穫できると伺っています。今後、レモンを20本程度植えるというものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

泉委員 今回の申請地、地目は畑ですよ、畑に客土する場合でも、農地法の許可、こういう申請が必要なのですか。

事務局 一般的に農地改良は田に盛土して畑にするということで申請するケースが多いのですが、今回の申請地の隣接地は申請地の南側はコンビニエンス・ストア、東側は市道、西側、北側は宅地で50cm低いということです。畑であっても客土して作付けする場合

は、農地改良の手続きは必要となります。

泉委員　　私も田んぼに客土する場合は、農地改良の手続きが必要だということ承知してましたが、畑であっても客土する場合は、手続きが必要ということですか。

事務局　　はい、その通りです。

議　長　　他に質疑ありませんか。

(「なし」の声)

議　長　　他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号農地改良の届出について、本案を原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議　長　　挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局　　今月の案件は議案番号778から862の85件であります。
まず、全体の説明ですが、総筆数は164筆、総面積は235,057㎡で、田は131筆203,818㎡、畑は33筆31,239㎡、賃貸借は97筆167,479㎡、使用貸借は67筆67,578㎡、設定の期間は、3年未満が6筆5,714㎡、3年以上6年未満が87筆108,937㎡、6年以上が71筆120,406㎡、設定の区分は、再設定の計画が55件87筆137,199㎡、新規の計画が30件、77筆97,858㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、56件で152,640㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けですが、9件で39,783

[○○○○ 入室]

議 長 次に、議案番号８２４、８４７以外の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第６号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の承認についての議案番号８２４、８４７以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋谷 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主事

樋口 祥平

大里行政センター主査

田口 清和

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成28年11月28日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

議 長 森 宏 志

署名委員 矢 島 君 夫

署名委員 石 原 敬 嗣
